

1) 標識の寸法 (第3条 別表第2 備考一(二))

- ・寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。
- ・高速道路以外の道路では、種類に応じて2倍まで拡大が可能。

■案内標識

<寸法の規定がないもの>



方面、方向及び道路の通称名

(108の4)

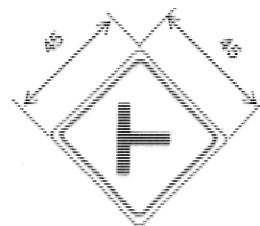
<寸法の規定があるもの>



道路の通称名

(119のB)

■警戒標識



ト形道路交差点あり

(201のB)

■ これらの基準に関しては、都道府県道及び市町村道については、条例により基準を定める。

2) 文字の大きさ (第3条 別表第2 備考一(五))

- ・案内標識の文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値を基準とする。

ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (km/時)	70以上	40,50又は60	30以下
文字の大きさ (cm)	30	20	10